

会 議 録

会 議 名	第9回 第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会		
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課		
開 催 日 時	令和2年8月27日(水) 午後3時 - 午後5時		
開 催 場 所	オンライン会議ツール zoom を使った開催		
出 席 委 員	大澤寅雄 委員長 伊藤裕夫 副委員長 小林勉 委員 水津由紀 委員 野澤佐知子 委員 福沢政雄 委員 桑谷哲男 委員 戸舘正史 委員 西村徳行 委員 小林真理 委員 山村仁志 委員		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 員	1 事務局運営補助 特定非営利活動法人S Tスポット横浜 小川智紀、田中真実、荒田詩乃 2 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木遵矢 コミュニティ文化課専任主査 吉川まほろ コミュニティ文化課主任 津端友佳理 コミュニティ文化課主事 小野智広 3 事業実施者 特定非営利活動法人アートフル・アクション 宮下美穂		
傍 聴 の 可 否	可		
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由	可	傍聴者数	0人
会 議 次 第	1. 計画の構造について －草稿作成のための議論を行う 2. その他 今後の進め方について 意見交換等		
会 議 結 果	別紙のとおり		
会 議 要 旨	別紙のとおり		
提 出 資 料	・小金井計画構成案		

(開会)

1. 計画の構造について

－草稿作成のための議論を行う

【大澤委員長】皆さん、こんにちは。昨日に続けて、策定委員会にご参加いただきありがとうございます。昨日の委員会で、構成案を元にした議論を行いました。途中から自由に意見をいっていただきながらつないでいきました。昨日ご参加いただけなかった山村委員と小林真理委員に議論を共有するため、事務局の方から昨日の議論の整理をお願いします。

【事務局・小川】まず「協働」「教育」「包摂」と分けました。その上で「協働」の分野では参加が基本で立案の段階からの参加が必要、つなぎ手を重視するということが話されました。また「教育」では、学び合いのスタイルとしていわゆる学校教育の伝統的なものと違うスタイルを模索できないか、目標共有した上でのトライ・アンド・エラーが大事であるとの議論でした。教育分野でも、つなぎ手の領域横断が必要で、学校外教育へ応用していくことも必要じゃないかという議論ありました。「包摂」の話では、前提としてまず文化の権利あって、その上で多様な人たちの存在があり、アイデンティティーへの理解があった上で、文化施設外と連携していくことが大事である。そういったことが協働・教育・包摂という部分で話されました。

さらにその上で「市民自治」をイメージして、市民意識の問題、担い手をどうするか、芸術専門職として対応すべきとは何かという話が、一応全体の座標軸として置いてありました。

【事務局・田中】議論の中では、言葉が非常に大切でキーワードをちゃんと作っていった方が、みんなと共有できることが増えるという意見や、作る人を支えられると街の中にたくさん楽しいものが出ていき、計画のキーになっていくのではないかなという意見がありました。

また、舞台鑑賞の機会というより、いつでも誰でも何か芸術文化に関われる状況になるのがいいという意見がありました。行政の資金だけでなく、例えばファンドみたいな形で市民からお金の支援だけでなく意見や民意を吸い上げられるかもしれない、それはアーツカウンシルになるのではというお話も出ていました。

そのほか、主体は横断するものなので、担い手にも受け手にもなるかもしれない、という話。障害のある方、小・中学生や高校生だけでなく、幼稚園や保育園などに通ういろんな世代の子どもたちもターゲットになっていくのではないかな。そういう人たちを結ぶのは、例えばインターンではないかということも、議論としては出ました。

【大澤委員長】この後の流れを先に申し上げますと、事務局は実は成文化したものを作り始めてはいますが、構成案の段階で意見をいただいている状態です。

昨日、今日のこの議論の中で出てきた素材を、計画の中で記述するのと、あえて記述せずこの10年間の中で事業の進捗や現実性を見ながら担い手に委ねていく部分があるんだと思います。今の段階ではなるべく具体的なイメージを出し合うことで、書け

る素材を多くするため、散発的にでも意見を出そうという流れになっています。小林真理委員には、小金井市の条例の中で「芸術文化」という言葉で示された経緯や、その範囲を説明していただこうと思っています。「芸術文化」という言葉と「文化芸術」という言葉が混在していて、混乱することが往々にしてあります。定義が難しくなっていますが、小金井市の条例では「芸術文化」を使っています。この辺の経緯をみんなで共有しておきたいです。

【小林真理委員】「文化芸術」という言葉は、そもそも国が作った政策用語で、芸術も文化財も全部包括したのが「文化芸術」なんです。2001年に文化芸術振興基本法ができて以降に一般化した言葉です。

文化財も含みますが、少なくともこの条例を作っているときは、文化財のことなんか一切考えていなかったですよ。だからといって別に伝統芸能を考えてないわけではなく、伝統芸能みたいなものも芸術文化であろうというふうに含めて考えていました。文化庁の「芸術文化」はすごく簡単に言うと、西洋から近代以降に入ってきたもの、芸術の領域を芸術文化と言っています。だから深く考えなくていいと思います。みんなが「芸術文化」だと思えば、それはもう全部含めるって形にしていっていいのではないのでしょうか。

【大澤委員長】委員の中でも、ニュアンスや解釈に結構幅があります。僕の聞き取り方ですけど昨日の議論では、桑谷委員は「芸術文化」だと西洋近代の芸術を中心とした範囲だけれど、今ここまで小金井市の計画の中で議論してきた「文化」は、桑谷委員のというような限界芸術や、市民の日常の生活の中にある楽しみも含めかなり広い「文化」を扱っています。条例上の「芸術文化」と、計画の中で扱う「文化芸術」「文化」との間に、齟齬（そご）とまでは言わないですけども、その範囲が曖昧かなという気はするんです。

基本的に、昨日の話の中では、国が捉えている「文化芸術」の範囲や、条例の中で扱っている「芸術文化」という言葉の範囲に加えて、今回の計画の中ではこういうことを文化として基本計画の中で扱いたいと考えます。桑谷委員は「別の文化」とおっしゃいましたが、何かしら拡張していく文化芸術のありようとして積極的に捉えようとしています。そんな理解で、大丈夫ですか。

【小林真理委員】文化芸術振興基本法も拡張概念になってきています。平成19年からもう10年以上経っていますし、拡張していく概念を取り入れて今回の計画を作る方向性で、小金井市がいいんだったらそれでいいと思います。そのことで、例えば予算の拡大だとかが関わると思います。

前の計画策定時は概念を絞ることを考えていたのです。ホールも美術館など施設関係を扱わないでやると限定して考えていました。今回そうでないとすると、例えば条例を制定し直すとか改正するというのも視野に入れてもいいかもしれないですね。

【大澤委員長】条例と今回の計画との関わりや、条例改正についての考え方はいかがでしょうか。

【事務局・鈴木課長】現状は特にそこまで考えていない状況です。ただ、卵が先かニワトリが先かではないですけど、条例に基づいて計画を作る中で、計画との整合性を取るために条例を改正するのはやりにくいかなと印象としては持っています。ただ時代に即した条例のあり方もあると思いますので、考えることも可能と思っています。

【大澤委員長】時代に即してということだと、2001年の文化芸術振興基本法以降、「文化芸術」という言葉が政策用語として広がっています。おそらくそれ以降の自治体の文化芸術振興条例みたいなものは「芸術文化」振興条例じゃなくて「文化芸術」振興条例と塗り替わっていった感じもします。そういう文脈で、条例としても「芸術文化」を「文化芸術」に修正する部分もあるかもしれません。とはいえ「芸術文化」という領域が今でも残っていると思いますし、そこで大事にしてきたものもなかったことになるわけではないと思うので、今のところの計画の中では、条例上の「芸術文化」という言葉と、国、政策としての「文化芸術」という言葉、それから小金井市が捉える文化振興の範囲を、説明する必要はあると思います。過剰にとられる必要もないという意見も非常によくわかります。

【伊藤委員】僕は小金井市が「芸術文化」という言葉を使ってること自体はいいと思います。逆にいうと、例えば僕が関わってるほかの自治体では、国の方で文化芸術基本法が改正されて普及していく中で、うちの条例も変えようという条例改正を議論しているところもあるんです。僕はどちらかというと、国が変えたから自治体が真似をする必要はまったくないと思います。

ただそのとき注意したいのは「芸術文化」という言葉だと非常に狭い、いわゆる西洋の芸術を中心とした文化だけを考えてしまう場合があります。事実、小林真理委員の話を書きましても、条例を作った当時は文化施設もなかったし、小金井で若い芸術家や、別に有名な芸術家でなくても、さまざまな市民の活動も含めた「芸術文化」というものに絞った形で振興していくんだ、というイメージもあったんじゃないかと思います。これは大事にしなきゃいけないと思います。

今回、条例に基づいて計画を作るので、用語としては「芸術文化」に統一すべきだと思います。ただそのとき、状況が変化してきているので、小金井市として「芸術文化」の捉え方を、計画の中ではこのようにしていることを明確にしていく必要があります。「芸術文化」は限界芸術という言葉に代表されるように、「芸術」をもっと広く解釈していくと、西洋的な意味でのファインアートだけではなくて、市民の日常の中から創意工夫されていくようなものも含めて、私たちは芸術文化として考えていくのだ、人々の喜びであったり悲しみであったり、そういったものも表現してきますし、同時に人間の尊厳ってものも支えていく、基盤になってくものとしても考えていく、と。芸術文化の範囲だけでなく捉え方を明確にしておいた方が、誤解がなくいいと思います。

この議論では「文化芸術」を使おうが構わないのですが、用語として文章化するときに、やっぱり条例に基づいて作られる計画の中において、条例が「芸術文化」になっていて、計画が「文化芸術」になるのはまずいので、やっぱり「芸術文化」を使う。

そのために「芸術文化」を使うことに関して明確にしておくことは、忘れてはいけないのだと思います。

【大澤委員長】芸術文化という言葉の定義は定義としてあるにしても、大事にしたいのは捉え方だということは、非常に共感しました。ほかにご意見ある方いらっしゃいますか。

【桑谷委員】ずいぶん昔、ある人と話をしていた時のことです。僕は芸術と文化という順序で言ったのですが、その方が「文化と芸術、文化が先だよ。それは何でか」といって、文化に芸術がインクルードされている」と言われた。それ以来僕は個人的に、そんなことはない。芸術を必ず先に言うようにしてきたのです。芸術を文化がインクルードしているのではなく、芸術は優先で、やっぱり芸術文化。それは市民も含めて、芸術がある程度ステータス的な、皆さんに尊敬してもらうためには、やっぱりそういう形になった方が面白い、僕たちにとっては楽しい、理解者が増える。それでいいだろうというふうに僕は思っています。順番としては、芸術と文化という呼び方をしてきました。

普通は芸術と文化ですよ。それは芸術文化ということで言われたので、その後もう一つの文化があるんじゃないかなということ、昨日発言させていただきました。芸術文化ともう一つの文化っていうようなことで、二本立てでいったらどうかと考えました。

【大澤委員長】市民の意見もぜひ聞いてみたいところです。ここまでの話自体も、もしかしたらちんぷんかんぷんで、何をしゃべっているのか分からない、という意見も含めて、率直なご意見をぜひ聞かせていただければと思います。

【野澤委員】「文化芸術」と「文化芸術」の違いは、はっきり言って私は分からなかったです。今みなさんが説明していただき、「文化芸術」というその四文字の漢字の中に、それぞれがいろんな気持ちを含めているんだ、「文化芸術」と「芸術文化」で違うんだと思って聞いていました。

自分自身は、条例で言葉として「芸術文化」が条例の中で記載されているのであれば、言葉の意味ということだけでなく文字の活用として混乱が起きないために、同じものを使う方が、一般市民から見ても同じ意味だと理解しやすいと思いました。これが「文化芸術」となると意味が違うのかなと考えたりするのではないのでしょうか。単語を統一するのはいいかなと思いました。

【水津委員】前の計画の話をむかし小林真理委員や当時の市役所職員の鈴木さんに伺ったとき、ある程度範囲を狭める方向という話は聞いたことがあったので、そういう単語を使ったことは理解していました。どちらでもいいと基本的には思っています。いろんな文化があって、その中でも振興していくものための記述は「芸術文化」だということですね。必要なものを記す上で、ものの解釈として、これから変えるということより、それを踏まえた上で、違う何か別の視点が入るような計画という方が、現実的だと思います。

【小林勉委員】基本的には、条例で書いてある「芸術文化」に沿った方がいいと思っています。「文化芸術」に変えたときに、あえて変えた意図みたいなのを問われるよりも、わかりやすい方が市民としてはいいかなと思っております。

【福沢委員】市民からすると、国の基本となる法律は「文化芸術」で、なぜ市の条例は「芸術文化」なのかと疑問を持たれると思うんです。自治体からすると、意図するところ、趣旨からするとまったく同じかもしれませんが、そこは市民が見て誤解のないよう、同じものだということが、僕らのところで説明できるようにしておけばいいという気がします。直感的には、どうして逆なのかということのを誰もが疑問に持つんですが、そこは同じなんだよということを、どこかで明確にわかるように説明しておけばいいと感じます。

【大澤委員長】「文化芸術」「芸術文化」の違いは、文化政策分野で精通した人にとっては、その違いを文脈によって使い分けたり、行政手続き的にこれを踏襲しなきゃいけないみたいなところも感じながらやってるわけで、それは市民の感覚とは違くと、自分としては思っています。

そういう専門性の問題と同時に、世代的な問題もあるという気がします。比較的このメンバーの中では若い戸舘委員に「芸術文化」と「文化芸術」の違いをどんなふうに捉えているかを聞いてみたいと思いました。

【戸舘委員】どっちでもいいと言ったら、それまでですが。国の「文化芸術」は、さっき小林真理委員が説明されていたとおりの理解です。「文化・(なかぐろ)芸術」ですね。それは今までお国なりが、これは文化ですよ、これは西洋近代の芸術ですよ、と言っていたものを併記し、まるっと何もかもこの法律は対象にするんですよ、という一つの意味表示としての政策用語であると、肯定的に言えば捉えていました。

「芸術文化」だと「芸術」が先にきていますね。昨日の議論でも、市民のみなさんも、芸術の香るまちであるとか、まちでピアノが弾けるところがあるという話もありました。割と既存のカテゴリズされた、分野が確立された芸術みたいなものが頭の中にあるんでしょう。一般市民の人たちもそうだと思うんです。その認識に立つと「芸術文化」という言い方は、小金井の場合はわりかし通りがいいのではないのでしょうか。とりあえず「芸術文化」でいいのではないですか。

【大澤委員長】おおむね、条例の中で扱われている「芸術文化」という言葉を、混乱がないように選択するという意見ですね。ただ「文化芸術」という言葉や、そういったものにも含まれないような文化のありようを積極的に含める姿勢も打ち出していく、ということにしましょう。最初に説明があった方がいいという気はしました。

それでは、昨日の議論の続きです。もうちょっと議論した方がいいと思ったのが「包摂」というテーマと芸術専門職が交わる場所です。例えば美術館の学芸員や、ホールの職員が、社会包摂をうたうこと。文化の権利や多様な人たちの存在や、アイデンティティーへの理解、文化施設外との連携というところを芸術専門職としてやってほしい、あるいはこういうことが必要だというイメージが、まだまだ私たちの中でも出

できていなかったんでしょう。

昨日桑谷委員は、やっぱり優れたスタッフがいないと駄目なんだ、社会包摂をしていくためにも優れた職員が必要だ、人材が必要だというふうにおっしゃっていました。人材もそうですし、具体的なアクションとして必要なことについてご意見ください。

【オブザーバー・宮下】ちょっと話をひっくり返してしまうかもしれないんですけど、一つだけ。「社会包摂」という言い方が、とても気になる言葉で、誰が誰を包摂するのかという気持ちの悪さがあります。評価のときにもお話をさせていただきました。昨日も大澤委員長が、弱者は包摂されるのだ、例えば行政に対してアンチの意見を言っている人であれ何であれ、弱者は包摂されるのだ、とおっしゃっていました。

私は、誰が誰を包摂するのかは、センシティブな問題で、人権の問題とも関わると思うんです。包摂されない自由も保証されるべきだと思うんです。例えば、サポートは要らない、道で死ぬよと言ってる人がいる。私はそういう人を見逃す冷酷な人間になりたくないから、道で死ぬよと言ってる人に手を貸す。それが本当に人間としていいかどうかという問題がある。ちょっと例えが大げさですけど。包摂されない自由を担保しておくのが結構大事だと思っています。

別に行政の計画だからそんな情念的なことを言わなくてもいいという考え方もあるのかもしれないけど、行政の計画であるからこそ、そういう弱者であるというレッテルを貼って区別をして、ゆえにこの人は包摂されるべきだと回収されていく流れは、行政の計画であるからこそ危険なことも発生し得る。この人弱者だよと誰かが言ってしまうえば自分は弱者だと思っていなくても、弱者になって包摂されて丁寧に扱われる。そうすると、壮大な人権の問題だという気がしています。

芸術専門職は、社会包摂をどう考えるのかという質問ですよね。卑近な例でいうと、美術館の鑑賞教育をはげの森美術館の学芸員さんが担当しています。今の学芸員の批判に聞こえてしまうと恐縮なんですけど、私が立ち会ったときの印象でいうと、小学校の子たちが美術館で学芸員の説明を受けるとき、子どもたちが作品を鑑賞する・体験することに対して、この作品はどのような作品か、鑑賞とはいかにあるべきなのかという以前に、子どもという生き物はどのような生き物なのかをもうちょっと理解してしゃべってくれるといいなと思った覚えがあります。「包摂」をそれぞれの場所で、広く深く捉えてもらえるといいなと思います。

この間、養護施設の方々がインターンをしたいとって見えましたが、この専門性みたいなことは、やっぱり非常に多岐にわたっているんなことが求められるのだと思います。例えばワークショップのことや、私たちがやっている活動について説明をすることはできるけれども、私たちが、例えば彼らの置かれてる社会的な状況や諸条件、何に配慮してどう接していくことが人間的に重要なのかみたいなことに関していうと、もっと学ばなければいけないことがあるなと思うことは日々ありますね。

【小林真理委員】宮下さんが言ってること、すごくよく分かります。私もずっと包摂という言葉の使い方に違和感を持ってきました。例えば文化の権利、多様な人たちの存在、アイデンティティーの理解、文化施設外の連携というのがすごく大事だというのは間違いなことですが、それをまるっと包摂という言葉でまとめていいのか。ちょっと疑問は持ちます。

例えば文化政策の分野で社会包摂という言葉が出てきたのはイギリスで、イギリスの文化政策が語られるときに、とりわけオリンピックの文化プログラムでインクルージョンという言葉が入ってきました。その文脈と、日本で使われる文脈を一緒にしているのかなという感じは思っていて、いい感じの言葉がないかと思います。

【事務局・小川】何回か前の会議の中で、伊藤委員から、ドイツの「文化的生存配慮」「文化的生存権」が大事だという示唆がありました。芸術専門職ができることができるのか、教えていただきたいです。

【伊藤委員】東京外語大の秋野有紀さんが書いたドイツの文化政策に関する『文化国家と「文化的生存配慮」』の書評を書くために読みました。ドイツで「生存配慮」という言葉で使われてきている、さまざまな生存権を保証していくための制度、あるいはインフラづくりの歴史が背景にあり、主にそれはどちらかというと肉体的なもの、物理的なものが中心だったのが、文化に対して適応してこうという動きが、20世紀のワイマール憲法の時期あたりから出てきました。

宮下さんが指摘されてるように、「生存配慮」という言葉も、現在では「包摂」という言葉もそうですが、誰がというときの主語、つまり包摂する主体あるいは配慮する主体を例えば国家権力に重ねていくと、まさにナチズムが生存配慮という名前のもとにさまざまな文化的介入を行っていたわけです。ユダヤ民族・ユダヤ文化を排除（抹殺）したことが典型的な例ですが、それだけではなく障害を持った人間をはじめ、さまざまな人間を排除していこうとした。こうした排除の主体のイメージがドイツの人たちにも残っています。ドイツの連邦基本法の改正問題の中で、文化的生存配慮の条文を入れるかどうか、ドイツは入れるという選択をしたらしいですが、その議論に対して違和感を感じる人たちも、ドイツに多いわけです。

そういう中でも、秋野さんが挙げている事例で面白いと思ったのが、むしろ自治体なんです。地方自治体の方が、抽象的な文化的生存配慮ではなく、例えば美術館という現場において、どのような形で市民とアートを通じて——まさに市民自治ですね——市民的権利をきちんと共有していくのか。そういった実験がドイツの美術館などでは行われるようになってきています。

今日の話に戻すと、専門職、つまり美術館の学芸員のやるべき仕事の中に、かつてのように芸術に関する知識を多くの人たちに解説したり、あるいはそれがわかるように展示をしたりしていただくだけではなくて、むしろ芸術を通して対話の場を作っていく。その対話の場の中には、今日（こんにち）人々の生活の中で問題になっている課題、地域課題を取り上げるときに、アートが触媒になることを認識していくような、専門的なエドゥケーターが、美術館に求められてきているのです。エドゥケーターと言っても、芸術作品を教えるエデュケーションではなく、芸術作品を媒介にして人々の対話を作り上げていくエデュケーション。まさにエデュケーションという言葉の本来の、引き出すという意味ですね。「教える」でなく「引き出す」という意味でのエデュケーションを美術館が機能として持つようになりつつあって、それが生きてくると、文化的生存配慮といういわば負の歴史を持った言葉を、今日（こんにち）的な言葉に変えていくことが可能じゃないだろうか。こういったことを秋野さんは提起しています。

乱暴に要約したので重要な点が落ちていますが「エデュケーター」にあたる概念が日本ではまだ誤解されていて、狭いんですね。それを広げていくような考え方を、ドイツの方法から学んでいくべきじゃないか。幸い、今大澤委員長がベルリンにいるので、具体的な事例を集めてきてもらって、掘り込んでいくといいと思います。

【オブザーバー・宮下】昨日、戸舘委員とSNSでおしゃべりしていました。「分断、断絶、孤立、不可視と向き合う文化」っていうのは良いついていうコメントが、ある文脈の中で寄せられました。私はこの文脈でいう芸術専門職というのが何を指すのかいまいち納得できてないんですけども、仮に学芸員やホールの人を文化の専門家と位置づけたとき、どういう思想的な背景を持っていたとしても「分断、断絶、孤立、不可視と向き合う」ことをベースに置いてアプローチする人がいると、いろんな意味で社会的に厳しい状況である中で、何らかの良い問いの場が生まれるのではないかなと。車椅子の人が来たから車椅子の人が通りやすい階段を作る、というような話じゃなく、もちろんそういうことも大事なんだけど、戸舘委員が言ってくれたようなことをベースにしてくれるといいと思っています。

【山村委員】学芸員の話が出たので、ひとことだけ言わせてください。現在、はけの森美術館はコミュニティ文化課が管理しています。学芸員も5年を限度に契約している職員として、その処遇の問題とか安定性の問題については最初にお話しした通りです。社会包摂などいろいろなことを要求されていますが、職員も社会的に弱い立場だという非常に厳しい状況の中で仕事をしています。小金井市役所の正規職員のように安定した生活の中で保障されて仕事をしていかないと、余裕がなくなっていくと思います。社会全体の中の一員として全体的に考えながら、対人と人、外部と自分、それから課の中の係の中の職員としての自分ということも、このままだと総合的に判断できなくなってくるということもあり得ます。

この会議で一番言いたかったのは、学芸員の常設化、常勤職員化、あるいはNPOが運営するにしても指定管理者にしても、そこで働く人間の安定化が大事だということ。文化振興、社会包摂はもちろんですけど、本当は職員が一番大事だと思うのです。基礎になる推進役、ポンプの心臓が血液を流していかないと。舞台を作る人たちを大事にするような市民、市全体の支えがないとみんな机上の空論になってしまう可能性がありますので、そこは本当にひとこと言っておきたいと思います。

【小林真理委員】山村さんのお話はその通りだと思います。

さきほど伊藤さんの話にあった、秋野さんの「文化的生存配慮」という言葉ですが、私はあの言葉を使うときから秋野さんに反対していた立場です。ここで学問的な話をしても意味がないのですが、本当はいわゆる「文化的権利」なんですよ。彼女はそれをドイツ語に直訳しているので、分かりにくくなっていると思うんです。

つまり専門職をどう捉えるのかという問題です。芸術専門職を学芸員とするか、指定管理者までにするのかという問題はありますが、要は市民の希望するところ、自分では知らないところを引き出してあげるような人たちを、専門職と言った方がいいんじゃないかと思っているのです。なぜ、これまでの既存の学芸員の人に押し付けてしまうのでしょうか。

例えば研究一つ取っても、状況も限られているし大変なわけです。その人たちに「もっとこういうことをやってください」と押し付けるのか。それとも、学芸員には限定された仕事をしてもらい、ほかに市民とコミュニケーションを取ったり、伊藤さんがいうところのエデュケーションが、すごく今大事になってきているので——それを制度化する必要はないと思いますが——そういう専門的なことができる人が必要だということを明確にしていく必要はあると思うのです。

東京都美術館のとびラーや、コミュニケーターみたいな人たちが活躍しています。その人たちは別に学芸員でなくてもいい。実は私もいま、文化審議会の博物館部会に所属していて、学芸員とは何なのかというような根本的な話をしています。いろんな社会状況の中で、いろんなことが要請されちゃって、それを全部学芸員さんにやってもらうのでいいかということ、そうでない気がするのですね。

だから先ほどの議論で、芸術文化を文化芸術に拡張していきましょう、じゃあその役割も今までの既存の専門職の人に全部投げましょう、という方向ではない。もっといろんな専門性を持つ人が関わる——それは市民でもいいと思います——その人たちがやりやすい環境をつくっていいかという思いがありました。

【水津委員】私は、誰かが何かをするということではなくて、文化芸術自体が社会包摂的な機能を持っているというふうには受け取っていません。ホールや、はげの森などの拠点を中心にやっていくことで社会包摂につながる、という意味合いでしか受け取っていませんでしたので、社会包摂をしてあげるというような感覚とは違っていたんです、私の認識では。

【大澤委員長】「芸術文化」「文化芸術」もそうですし「社会包摂」という言葉に関してもかなり解釈の幅があります。誰がそれを言うのかで、捉え方やその言葉の方向性が変わるのかなと思います。特に、行政が計画の中で社会包摂をうたうとすると、包摂する側である行政と包摂される対象があり、デリケートな問題、たとえば何をもって弱者とするのかの決めつけなど、その考え自体が分断を生んでしまう可能性をはらんでいると思うのです。

昨日桑谷委員から投げかけがあったとき、私は弱者という言葉を使ってしまい軽率だったと思っていますが、伊藤委員がその後「包摂」より「排除」をしないということなのだといいました。私も共感します。

僕は今ベルリンにいて思うのですけれど、街の中にホームレス、物乞いをする人がいるんですよ。部屋を用意してあげるとか、ベーシックインカム議論として制度を整える動きがあるのでしょうか。けれど、私がベルリンというまちは包摂的、インクルーシブだなど思うのは、いることをそのまま受け止めてるっていう状態ですね。だから、駅にホームレスの人がいて、その人と交流する人もいるわけです。嫌な意味でなくて「暑くないか」と声をかけたり、ホームレスと一緒にビール飲んだりしてる兄ちゃんもいるし。物乞いの人に必ずみんなお金をあげるかといったらそんなことはなくて、無視して歩く人がほとんどだけれども、お金あげる人もいます。そういう状況自体は、非常にインクルーシブな都市だなど僕は思うのですよね。だから、守られる弱者がいるとか、それが誰なのかという議論というよりは、いることを受け止めてられる環境を、文化芸術を通して実現できるかという。それこそが文化的であるし芸術的でも

ある。ニュアンスは違うかもしれないが、福沢委員がいったような芸術の香りのするまちに近いかもしれない。

【水津委員】学芸員は専門職だと思うのですが、ホールの職員の方が芸術専門職かといわれると、違う気がします。学芸員だけが突出して議論されているように見えます。学芸員というものに期待や負荷を掛けるように見えなくもないので、もうちょっとデリケートにした方がいいと思います。

【大澤委員長】すでに可視化されている学芸員やホールのスタッフに、拡張していく専門性を投げ込むのではなく、新しく生まれる専門性を専門職、職能として確立していくグラデーションがイメージできるといいと思います。

【小林真理委員】5年任期というのが見直されて任期がなくなっていく方向性がほかの自治体で取られたりしていますが、はげの森の美術館の学芸員さんはどうなんでしょう。

【事務局・鈴木課長】今年度から会計年度任用職員という形になっています。処遇が若干良くなっています。1年ごとの更新は変わらず、4回まで本人希望によって、成績、勤務状況が良好であれば更新できます。基本的に非常勤と変わらない形です。無期の雇用ができるような状況にはなっていません。

【オブザーバー・宮下】私たちは、芸術文化振興計画の事業を受託し十何年かやってきましたが、毎年1年ずつの契約です。芸術文化の話をするときに、単年度だけで物事を考えるのか、5年10年というスパンで今年何をするのかというふうに事業をするのかによって、事業のあり方は変わってくるはずだと思っています。長い見通しを立てて事業やった方が効果的だろうなと思うことはよくありました。こんなこと競ってもしようがないけれど、学芸員たちよりもはるかに厳しい状況の中で仕事しているのではないのでしょうか。

個人的には、例えばある種の緊張感を持ってやるとか、なあなあにならないとか、そういう意味では、一回一回契約するっていうことが絶対駄目だとも思われない部分もあります。だけど制度としてはもうちょっと保障されていた方が、長い目で見ていい仕事ができると思います。

【大澤委員長】制度設計についても10年後をイメージすると、現状学芸員、指定管理者、委託・受託の関係の事業者であっても、現状は理想的な形ではないかもしれません。制度面から変えていくことを、計画の中でうたう必要があるかもしれません。共通の認識として、芸術の専門職に期待されている役割が、社会との関わりに拡張していっています。期待をするところですし、新しく専門性を持つ人材もこれから増えてほしい。雇用の形態や事業者との関わり方は、安定した、持続可能な関係性を持っていくべきという認識で、計画の中にもそうした方向性の文言を入れていくということで、いかがでしょう。

【伊藤委員】専門職とは専門的な知識を持っている人とすぐ考えてしまうのですが、僕は「専門職」は「専任職」だと思うのです。つまり、自分のすべきミッションに対して、ほかの仕事をしながらかボランティア的にやるだけでなく、専任してやっていく。そのためには、例えば給与面の安定なども条件になってきます。専任できる条件を確保していく必要があります。現行の計画を見たとき、担い手の話で、市民が担い手になっていくために、つなぎ手というものを重視するんだというのは述べていました。そのつなぎ手が消耗しないようにしなくてははいけない。

宮下さんのNPOの契約の仕方などに関しても改善していく必要があるでしょうし、文化施設のスタッフのことも予算的な問題があるからどこまで書けるかどうかわかりませんが——今求められている、文化の権利だとか多様な人たちの存在、あるいは人間の尊厳を守っていくために、専任できるようなスタッフが必要です。

それが常勤であるかどうかは別で、いろんな形がある。要するに人事の問題とは切り離して考えたらいいと思うのですけれど、責任を持ってやっていけるような人を、専門職の定義として考えていくべきです。

専門職というと学芸員に代表されるように、その分野の勉強をずっとしてきた学者みたいな人をイメージしてしまうわけですが、研究という分野では必要です。今回、協働や教育、包摂という言葉——解釈の仕方は幅があるので、用語の問題については注意が必要ですが——で目指そうとしている方向に対して、誰が担い手となって、その担い手をきちんと支えてく専任の人がいるのかいないのか、その構造を作っていないとまずい。それを10年かけてどのように構築していくのかを、次回の計画に書くべきです。

【桑谷委員】舞台の場合は、役者も含め、職人でなければ芸術家ではない部分があります。表現をするときに、大きな声が出るというようなことも含めて、長い訓練と長い経験があって初めて職人になれると思っています。芸術家の半分以上は職人技で、大きな技術を持っている人間がアーティストになっていくと思います。残りの部分は想像力、志す、そういう思いで膨らませていくということです。

美術館の学芸員はどちらのタイプになるかということ、志も持っているでしょうが、技術的な見極める技術もなければいけないので、志の強さが出てくるでしょう。僕は、技術を持った人間が尊敬されなければいけないなと思っています。

提案があるんですけど、今急速な社会変化に対して、どう対応するかが社会問題になっています。それは未来の芸術に対しても、大きな影響があると思います。ヘイトによる誹謗（ひぼう）中傷も含め、表現の自由、表現に責任を持つことを問うていかなければならないと思います。その辺のことも、今回の基本計画の中に入っていれば、少しは考えてもらえます。僕たち芸術屋の目的は、憲法の13条にある人間の尊厳に対してどう考えるかが根本になるのだと思います。今後10年の中には入ってこないかもしれませんが、その先にある人間と人工知能の関係ですよ。人間の働き方は大きく変わり人間の労働力を奪うだろうし、そうするとロボットと人工知能が劇場に見に来ることもないわけですよ。観客が世の中からいなくなる可能性もあります。そんなことも頭の中に入れて、この計画を完成させたいです。

【西村委員】社会包摂の話に関係して、学校教育の中でいうと、特別支援学校ではそ

れぞれの持っている障害をどう支援するかという話が増えています。養護学校のときには、障害を持っている人を持っていない人と分け、大変失礼な「普通学校」なんて言い方をして、分断を招いていました。その議論の中で、学ぶ権利や育つ自由を阻害しているのではないかということで、今は特別支援——誰もが支援されるべき、誰もが支援すべきというところで変わりつつあります。東京都では、大体3つぐらいの学校へ支援が必要な子が特別支援学校に行くという形態でしたが、最近はそれぞれの学校に支援するところがあり、その3つぐらいの学校を統括する一つの学校に、さらにもう一つ大きな支援をする先生がいるという形になってきています。

最近の話では、どう支援するかより、誰もが支援されるべき、そして誰もが支援する、されるべきだ、と。学校の場所だとか、人間の関係性だとか、あるいは教材——ここでいう文化資源、触媒になったり媒介になったりするもの——が学ぶ主体となっている子どもたちに本当に適しているかどうかを考えていく必要があります。

先ほど伊藤委員がいった専任性とつながるかもしれませんが、そこが重要視されてきています。インクルーシブ教育がまさにそれです。今まではそこにいる教師だけでしたが、単に教員という職員だけではなくて、その地域のこの子を知っている地域の大人たちに助けてもらいたい。

地域と学校と社会をつないだときに、やはり美術だけではなく、文化財や地域の資源が学校の教材になりうるだろう。今まで教科書の中だけでやっていたものでなくて、より身近なところが子どもたちにとって本当の意味での教材になる。そのときに、ものだけではなくてやっぱり人というものも、良い教材になっていただけのではないか。いま、そこをつなごうとしています。それぞれの地域の教育を重要視し、その地域の担い手に子どもたちがなるのだというときに、私たちの地域の子供たちという思いを持って人たちに、学校の教育に携わっていただこうというのが、今の大きな流れになってきていると思います。

【事務局・小川】専門性とか専門職っていうものが溶解してきている中で、専門領域にあるものはそれでも誰かがやっていかなきゃいけないのは、医療も教育も芸術分野も同じだと思うんです。教育分野なんかで少し先行していられたのは、学校評議員が地域の中で学校を支えましょうという運動だったと思います。「チーム学校」という言葉もありました。現場はどうなっていますか。機能していないですか。

【西村委員】全体としては難しいですが、一つ成功例だと思っているところがあります。それまでに、学校教育の中に風が入る部分はまったくなかった。学校の中に新しい風が吹いたのですが、いろいろと抱えている問題もあります。

地域やそこに生きる人、あるいは文化だと思うのですが、非常に意識が高い地域や学校は非常にうまく機能しています。例えば地域のお祭りや行事を含めて一緒にしてみようよというのは、うまく機能しています。共通するのは、たぶんまちづくりがうまくいっているところかなと思います。片やなかなか意識があまりうまくいっていないところは、PTA問題のように、受け手がないということもあります。

【事務局・小川】現行の計画ですが「芸術文化を楽しむとは」というところで、「芸術文化を楽しむ10のキーワード」があります。出会う、芸術文化を探す、見つける、

出会う、知る、学ぶ、理解する。加わる、伝える、交流する、つなぐ、生かす、支える、生み出す、変わる。この10のキーワードというのが、ある意味突如入っていたりするんですが、この突如ってというのが、この10の関わり方を中心に、芸術文化の価値を深く広く味わうための環境整備を進めていくという話になっています。今回計画を新しくするにあたって、この10のキーワードの中の抜け、漏れ、落ちがないのか、またもう一步説明文を更新して問題を考えた方がいいところはあるのかどうか話ができたらと思います。

【小林勉委員】ここにあるキーワードのようなことを、僕らは日常やっていると思います。仕事で子どもたちと何かを作ったり、舞台上歌ったりしている僕たちも、専門職に入るのではないかと思いを聞いていました。ここでいうなら、例えば「出会う」とか「知る」「加わる」っていうのはたぶん、舞台芸術に関わってる人たちはみんな、多かれ少なかれやっていて、結果的に社会包摂のキーワードのような活動も起きています。この10のキーワードは、次の第2次の計画の中にも継承したらどうかと思っています。

僕が面白いなと思ったのは「交流する」「生み出す」「変わる」です。10年前考えたらこんなにYouTubeが発達すると思っていませんでした。僕は今テレビよりもYouTubeの方が面白いから見ます。僕も6カ月の娘がいますけれど、娘が10年後テレビよりもきっとYouTubeとか見るのだろうなと考えると、SNS関係の芸術や文化の振興の仕方は増えていくのでしょうか。従来の、例えばホールに行って何か参加するとか、美術館に行って学芸員の話聞くのも残るかもしれませんが、それと違う形のものが10年後きっと出ているだろうなと思ひ、それはそれで楽しみです。

【水津委員】私は「子ども文化地域コーディネーター」という肩書きを持って仕事をしていますので、それも専門家として認めていただけないかなという思いは、いつも持っています。その中で私たちが一番大事にしてるのは、芸術文化で「交流する」とこと、芸術文化活動を通して人と子ども、子どもと地域を文化で「つなぐ」ということです。常日頃からやっていますし、続けていかなければいけないと思います。あと一つ、伝統芸能もそうですが、今の子どもたちにつないでいかななくてはいけないものが必ずあると思っているので「伝える」という部分も大事です。生のものを人の生活の中にとということで、「ライブをライフに」というキーワードも持ってやっていますので、それも一つあると思います。

【野澤委員】「出会う」「知る」「加わる」が自分自身の中では心に響くワードだと思います。今後10年をやっぱり考えていくと、新たな文化芸術を生み出す、創造することは、今はあまり知られてないようなものもツールとして出てきて、それが日常生活に普通に入ってきて何かが生み出されてくるのでしょうか。そう考えると「生み出す」はすごくいい言葉だなと思いました。

「変わる」も、自分自身が変化する、日常生活のまなざしが変わるっていうのも、いいですね。今後10年、いろんなことが自分も、日常生活も変化していくと思うので、そういう中でも、芸術文化を楽しんでいこうという気持ちが出てきました。

【福沢委員】「出会う」。最初やっぱり出会いがあって発展していくわけですから、最初のチャンスという意味では、言葉としてナイスかなと思います。それから「伝える」ですが、時代が急速に変化し伝統的な文化が廃れるという問題があります。伝統的なものは、次の世代に伝えるべきだという義務、責任があると受け止めています。あと「交流する」ですが、お互いに違う文化や情報が交わることによって、自分の立ち位置が分かったり、刺激を受け自分を高める動きになるかもしれない。これから少子高齢化社会で一人暮らしの人が多くなると思うのですけれども、交流は大事になる気がします。「出会う」「伝える」「交流する」は楽しむキーワードとしてまとめられていますが、試しながら自分を高める、文化芸術を通じて自分を高めることも、派生的な意味で出てくると感じます。

【戸舘委員】去年の現計画の評価会議では、既存の文化施設とどう協働、連携するかは、とても大切な次の計画に盛り込む視点ですね。市民主体の推進体制とか中間支援的な体制も、伊藤委員がおっしゃった専任職が活躍する場として必要だと思うのですが、既存のはけの森美術館や市民交流センターをどう生かしてくかは、今回の計画の中でとっても大切な論点です。

専門職にどういう仕事、役割を求めるかという議論は確かに大切ですが、職員の人たちの、マインドっていかメンタリティーの問題だと思うんですよね。やれる環境が整ったからやれるようになるわけでは絶対ない。そういうアプローチは、もし計画で文言を入れても、結局いずれ形骸化してくと思う。だからこれから10年、美術館や、アートフルアクションに替わるような中間支援組織であるとか、サントリーパブリシティサービスが指定管理者を受けている宮地楽器ホールに、社会の分断・孤立とか、参加したいけども参加できないような人に対するまなざしをもって、そういう人たちに思いを寄せられるようなマインド、メンタリティーを持った人たちが、どうやったら働くような状況になるかを考えた方がいいと思います。そのとき、働きたい、仕事したいというような、施設のミッション、方針が明確にあるといいと思うのです。計画に、施設の方針やミッションを事業に反映できるような書きぶりを、どこかにちゃんと入れておく必要があります。

【大澤委員長】求めている人材をどう育てればいいのか調査したときに、いないわけじゃなくて、すでにいたりするけれども、その人材が生かされていない状況が往々にしてあることが分かりました。ですから「生かす」、ここでいう既知の人材をさまざまな文化芸術活動に生かしていくことが大事なポイントになると思います。

2. その他

今後の進め方について 意見交換等

【大澤委員長】残すところ、委員会としてはあと2回の予定です。ここでみなさんからいただいたご意見を、事務局の方で集約したり整理をしたりという形で、計画の草案みたいなものを作って、言葉に落としていく作業をここからしばらくの間続けたいと思います。それを皆さんに一回確認をしていただくときに、次の委員会を実施します。

1月の上旬からパブリックコメントという形で、市民の皆さんから、ここにいる皆さんだけではなくて、広く小金井市民の皆さんに、こういう案でこの10年走りますよというのを提示して、ご意見をいただく期間を1カ月取ります。そのパブリックコメントが終わった後に取りまとめをして、「この意見来たね、どうする、この計画にもうちょっと入れた方がいいかな」みたいな議論を、もう一回実施し、委員会自体はそれで終了という形を考えています。3月には計画自体はでき上がってくるという流れです。

それとは別に、ワークショップを実施する予定になっています。本来であれば今年の3月にやる予定だったのですが、コロナの状況があって、なかなか集まってお話するのが難しかったのです。オンラインでできる方法を考えてと思っています。市報等を通じて市民の皆さんにお伝えするタイミングもあるかと思しますので、注意をいただけるとありがたいです。

【事務局・吉川】 今委員が1名欠員になっていますが、審査をしている途中です。9月の頭には新しい委員が決まります。

【大澤委員長】 これで第9回の小金井市芸術文化振興計画策定委員会終了します。

— 了 —